

省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項 【基本方針解説資料改定案】の概要について

第 2 回 ESCO 専門委員会及び第 2 回環境配慮契約法基本方針検討会において審議された環境配慮契約法基本方針の改定案（12 月 12 日までパブリックコメント中）及びこれまでの議論等に基づき、基本方針解説資料の改定を行った。以下に、解説資料改定案の構成に即して改定箇所の概要を示す。

1．背景と意義

1 - 3 ESCO 事業の概要

（1）ESCO 事業の概要

- 設備更新型 ESCO 事業の普及促進の観点から、通常の ESCO 事業の定義と設備更新型 ESCO 事業を分けて記載（ と ）

（2）契約に関する留意事項

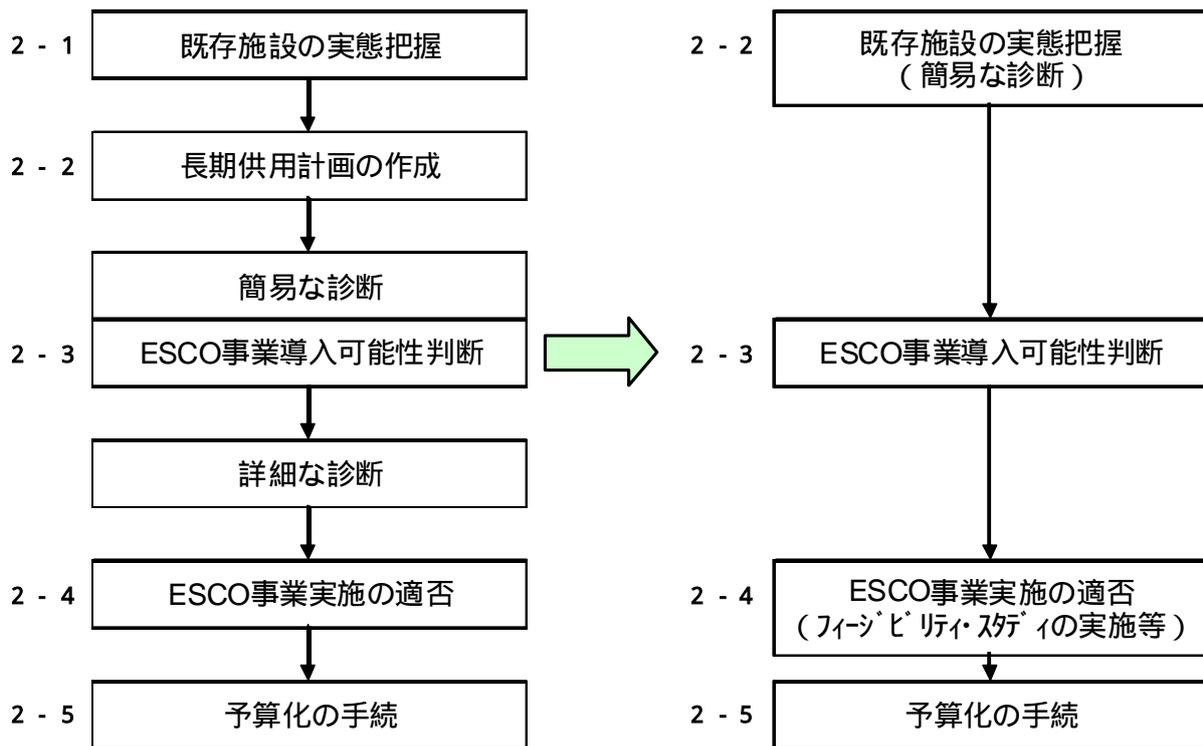
一括契約について

- ESCO 事業に特化したものではないことから削除（中央建設業審議会ワーキンググループ第二次中間とりまとめ（平成 19 年 3 月 15 日）からの引用）、政府調達に関する協定
- 「省エネルギー診断」に限らないことから「導入可能性判断やフィージビリティ・スタディ等」に変更

2．導入計画

2 - 1 ESCO 事業の導入フロー（計画段階）

- 解説資料の項目、事業導入の場合の流れと整合を図るため、導入フローに関して、以下の変更等を実施（変更前後のフロー図参照）
 - ・ 導入フローから「簡易な診断」を削除するとともに、「既存施設の実態把握」に「簡易な診断」を追記
 - ・ 導入フローから「詳細な診断」を削除するとともに、「ESCO 事業実施の適否」に「フィージビリティ・スタディの実施等」を追記
 - ・ 当該施設の長期的な供用計画は ESCO 事業の検討の前提となるため、具体的な事業の導入フローから「長期供用計画の作成」を削除
- 既存施設の実態把握の箇所を分けて記載（2 - 2 節として独立）



2 - 2 既存施設の実態把握

- 導入フローと整合を図るため「2 - 2 既存施設の実態把握」を節として新たに記載
- 「官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル（以下「導入・実施マニュアル」という。）」の記載内容との整合を図るため修正を実施

旧 2 - 2 長期供用計画の作成

- 導入フローに合わせ、本節を削除。記載内容については 2 - 3 節（3）に移動

2 - 3 ESCO 事業導入可能性判断

- 柱書きに以下の内容を記載
 - ・ 設備更新や改修計画の検討に当たって ESCO 事業の導入可能性の検討を実施すること
 - ・ 導入可能性判断において導入効果が低い又は困難と判断された施設は、一定期間経過後に改めて検討すること

（1）導入可能性の検討

- タイトルの変更（「エネルギー消費量及び年間光熱水費額による抽出」「導入可能性の検討」）
- エネルギー使用実態、光熱水費等の施設の特性を踏まえた ESCO 事業の実施

可能性の検討。以下の内容を追記

- 条件を満たす施設における実施可能性の検討
- その他の施設についても主要設備の更新時期や改修計画のタイミングで事業化の可能性の検討
- 独立行政法人及び国立大学法人等における導入可能性の検討
- 設備機器の老朽化に伴う通常の設備改修等に当たっての設備更新型 ESCO 事業の実施可能性の検討を追記
- 周辺の複数の施設における設備等の更新時期等を踏まえ、一括して発注を行う方式（バルク方式）の採用可能性の検討を追記

（３）導入可能性の判断

- タイトルの変更（「導入可能性判断」「導入可能性の判断」）
- 旧 2 - 2 節の記載内容を本節の末尾に移動

2 - 4 ESCO 事業実施の適否

- 柱書きに独立行政法人及び国立大学法人等においても、必要に応じフィージビリティ・スタディ等を実施し、事業実施の適否判断を行うことを記載

（１）フィージビリティ・スタディ

フィージビリティ・スタディの実施

- フィージビリティ・スタディの結果が予算要求資料となる旨追記（導入・実施マニュアルから引用）
- フィージビリティ・スタディの実施者について「能力や実績等」を勘案する旨追記
- 国の機関の場合は 10 年以内の契約期間である旨明記

（２）ESCO 事業の適否の判断

- フィージビリティ・スタディ実施者に責任がないとの誤解を招くおそれがあることから「発注者の責任において」を削除

2 - 5 予算化の手続

（１）事業スキームの整理

- 独立行政法人及び国立大学法人等における事業スキームの整理の必要性について記載
事業期間
- 国の機関の場合は 10 年以内の事業期間である旨明記
予算種別
- 国の機関の場合の予算種別である旨明記

(3) 設備更新型 ESCO 事業における予算化に係る留意点

- 国の機関において設備更新型 ESCO 事業を実施する場合である旨明記
- 導入・実施マニュアルの記載内容との整合を図るため修正を実施

(4) その他

- 国の機関において予算の執行を行う場合である旨明記

3. 事業者選定・契約

3 - 3 与条件の設定

(2) 提案対象範囲の設定

- 冒頭箇所については、2 - 5 節において記載済みであり、重複するため削除

(3) 計測・検証方法

- 導入・実施マニュアルの記載内容との整合を図るため修正を実施

3 - 9 事業者の評価

(1) 提案内容の審査

- 「『ESCO 事業有識者委員会』を設置する」旨記載していたが、当該委員会に限らないことから「委員会等」に変更

3 - 10 契約書の作成

(1) 契約書に関する事項

構成員に関すること

- 独立行政法人等においては、連帯責任を負わないという規定はない場合もあり、特に必要はないものと判断したため当該箇所を削除
- 記載が重複していることから当該箇所を削除

資料編

- 一次エネルギーへの換算方法(表)を掲載(2 - 3 節に対応)

【参考】運用改善による省エネルギーの推進

1 ESCO 事業導入検討結果の活用等

- チューニング ESCO 事業について脚注に記載

【参考】バルク方式による ESCO 事業

- バルク方式による ESCO 事業について新たに記載

その他、軽微な文言の修正、公益法人制度改革に伴う修正等が発生している